

交通反則金の納付方法の多様化

令和3年4月23日規制改革・行政改革担当大臣直轄チーム

交通反則金の支払い方法は、納付書による金融機関窓口払いのみ

- ・ 営業時間内に金融機関窓口に行く必要があり不便（縦割110番）
「ネットバンキングやクレジットカード払いを可能として欲しい」
- ・ 窓口対応、納付書（紙）取扱に関する金融機関の負担

※交通反則金納付件数 約540万件（令和元年度中）

警察庁の対応

改善を要請

インターネットバンキングやATMからの振込みによる支払い可能に【下図】

（道路交通法施行令改正予定）

※6月28日から秋田県、島根県で試行的に導入し、実施状況を検証の上、順次拡大

クレジットカード払い、コンビニエンスストア払いも引き続き検討

